



奈良県と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学との 包括連携に関する基本協定書

奈良県（以下、「甲」という。）と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下、「乙」という。）とは、甲乙双方の連携に関して、以下のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲および乙は、相互に協力し、学術・文化・地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、連携等の実践に努めるものとする。

（連携等を行う事項）

第2条 本協定に基づき甲および乙が行う連携等の内容は、次のとおりとする。

- （1）学術研究および教育に関する事項
- （2）人材育成に関する事項
- （3）地域づくりに関する事項
- （4）文化芸術に関する事項
- （5）その他、本協定の目的に資する事項

（連携事項の実施）

第3条 前条各号に掲げる連携事項の実施については、甲乙双方協議の上行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙の一方または双方から、書面により、協定の改廃の申し入れがないときは、令和6年4月1日から1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（協議事項）

第5条 甲および乙は、連携事業に伴う費用等、本協定に定めのない事項ならびに本協定の運用等に当って生じた疑義に関する事項については、信義誠実の原則に従い、その都度協議するものとする。

本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、双方が署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年6月13日

（甲）

奈良県奈良市登大路町30
奈良県
知事

（乙）

奈良県生駒市高山町8916番地の5
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長
